

グループウェアシステム構築業務 仕様書

寝屋川市 DX推進室

令和8年10月

1 件名

グループウェアシステム構築業務

2 目的

本件は、システム（ハードウェア及びソフトウェア）の調達含まず、本市が別途調達を行ったグループウェアシステム（desknet's NE0）及びサーバ機器等にグループウェアシステムの構築及びデータ移行等にかかる業務を委託するものである。本市が用意する機器については、別紙「グループウェアシステム機器仕様書」を参照すること。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

4 委託範囲

システム環境構築（運用管理・保守を見据えた構築を含む。）、既存グループウェアからのデータ移行、管理者・利用者への操作研修

5 作業履行場所

経営企画部DX推進室サーバ室（寝屋川市上下水道局舎内）及び受注者の事業所とする。ただし、発注者が指定する場所以外で作業を実施する場合は、個人情報保護及び情報セキュリティ対策が講じられた場所とし、事前に発注者の承認を得ること。

6 スケジュール

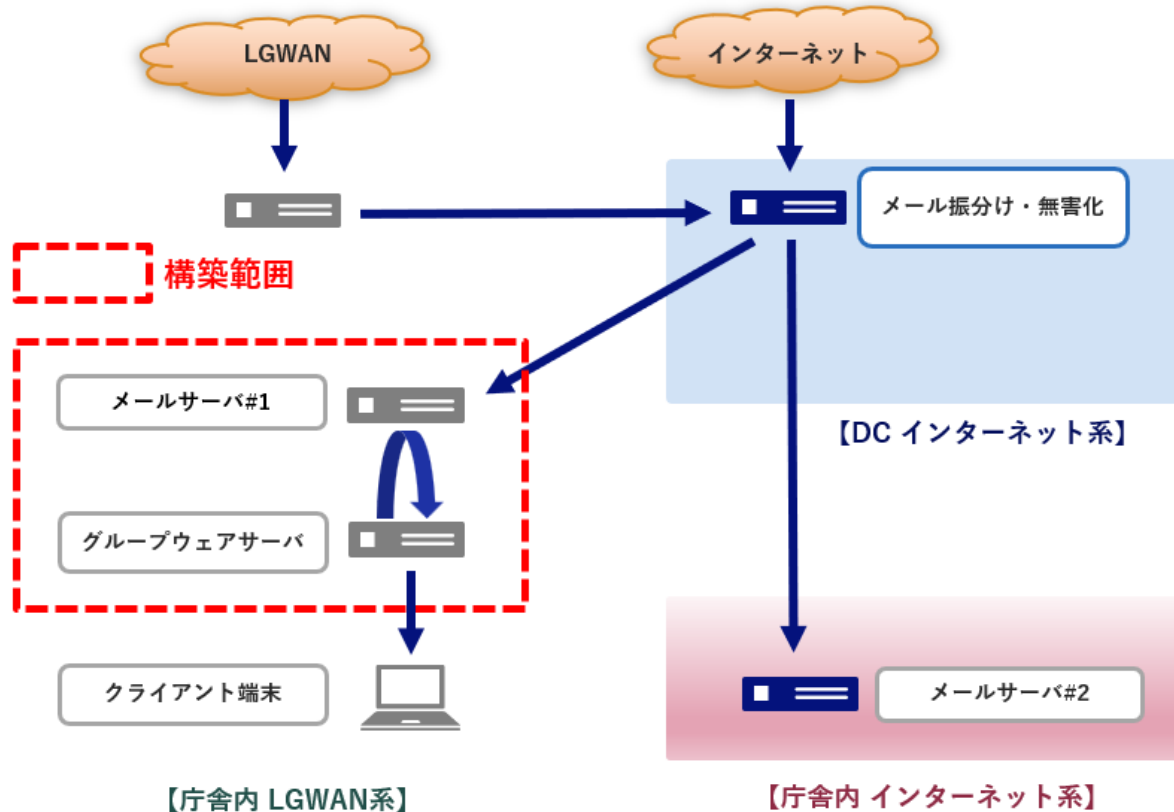
	12月	1月	2月	3月
契約締結	➡			
要件定義	➡			
設計・構築	➡	➡		
テスト	➡	➡		
データ移行		➡	➡	
教育研修			➡	
本番稼働				➡

7 構築システムの概要

(1) 構築するグループウェアシステム

株式会社ネオジャパン desknet's NEO V9.6 (パッケージ版)

(2) 構築範囲



(3) 機器構成

機器	システム	ホストOS	ゲストOS	備考
稼働系サーバ	グループウェアシステム	Windows Server 2025	Windows Server 2022	desknet's NEO PostgreSQL
	メールサーバ		Linux	—
	ICE サーバ		Linux	—
	監視サーバ		Linux	Zabbix
待機系サーバ	グループウェアシステム	Windows Server 2025	Windows Server 2022	desknet's NEO
UPS	—	—	—	PowerChute Network Shutdown Virtualization

(4) グループウェアライセンス

項目	数量
基本ライセンス	1,500
AppSuite	100
ウェブ会議	10 会議室

(5) 現行システムの利用状況

ア グループウェアシステム

サイボウズ株式会社 Garoon 5（パッケージ版）

イ 端末の利用環境

本市庁内ネットワーク（LGWAN 接続系）に接続されたクライアント端末（以下、「端末」という）で使用する。

項目	説明
OS	Windows 11 Pro
ブラウザ	Microsoft Edge

ウ ネットワーク

本市の三層分離モデルは、αモデルであり、システムは、本市庁内ネットワーク（LGWAN 接続系）で利用する。システムのサーバ及び端末は、LGWAN 接続系であるため、インターネット経由でシステムにアクセスできない。

8 プロジェクト管理

- (1) 本業務を遂行するため、「プロジェクト計画書」を作成し、本市の承認を得ること。
- (2) 少なくとも月 1 回程度の定期的な会議を行うこと。

9 要件定義

導入するシステム（desknet's NEO）の仕様に合わせた「要件定義書」を作成し、発注者の承認を得ること。

10 設計・構築

- (1) ホストサーバの構築（OS 設計／インストール／初期設定）

ア システムの稼働に必要なサーバ OS（Windows Server 2025）をホスト OS として 2 台（稼働系サーバ、待機系サーバ）を構築すること。

イ Hyper-V による仮想化環境を構築すること。

ウ PowerChute Network Shutdown を導入し、UPS と接続の上、停電時にサーバ OS を順序正しく停止させてデータ損失を防ぐ仕組みを構築すること。

エ ウイルス対策ソフトをインストールすること。

(2) ゲストサーバの構築

ホストサーバ上に 5 台の仮想マシンを構築すること。

機器	システム
稼働系サーバ	グループウェアシステム
	メールサーバ
	ICE サーバ
	監視サーバ
待機系サーバ	グループウェアシステム

(3) グループウェアシステムの構築

システムのパッケージ機能を最大限に活用し、ポータル、インフォメーション、スケジュール、設備予約、ワークフロー、ウェブメール、回覧・レポート、業務アプリ作成 (AppSuite)、ウェブ会議等の機能の設計及びインストールを行うこと。(Hyper-V で構築した仮想マシン上に構築)

(4) メールサーバの構築

庁内ネットワーク環境 (LGWAN 接続系) にメールサーバ環境を構築すること。

(5) ICE サーバの構築

desknet' s NEO のウェブ会議機能を利用するために必要となる専用の ICE サーバを構築すること。

(6) 監視サーバの構築

Zabbix による統合監視基盤を構築し、全対象サーバの監視・通知を実現すること。

(7) 機器設置

受注者は、本システム構築にあたり、導入するサーバ及び無停電電源装置について、発注者が指定する場所 (サーバー室) の 19 インチラックへの物理的な設置 (ラッキング)、及び各種配線作業を確実に行うこと。

11 テスト

受注者は、本番稼働に向けて以下のテストを段階的に実施し、システムの安定性と完全性を検証すること。各テストの実施にあたっては「テスト計画書」を事前に提出し、各テスト完了後に都度、「テスト結果報告書」を提出すること。各種テストで発見された問題は、本番稼働までに必要な修正を行うこと。

(1) 単体テスト

ア グループウェア機能テスト

イ メール機能テスト

ウ バックアップ機能テスト

(2) 総合テスト

ア メール送受信テスト

イ バックアップリストアテスト

ウ サーバ監視テスト

(3) 受入テスト

発注者が実施する受入テストに対し、テストシナリオの作成支援及び不具合発生時の迅速な修正対応を行うこと。

12 移行作業

(1) データ移行

ア 受注者は、現行システムから新システムへの移行について、本市と協議の上、業務への影響を最小限にする計画を策定すること。

イ 移行対象及び移行範囲は、出力可能なデータ形式、データ量を踏まえて決定するものとする。

なお、現行システムで運用するデータは、可能な限り移行することを想定している。

(参考) 主な現行システムのデータ

	ファイル形式	データ容量
メール	UNIX mbox 形式 又は eml 形式	1,000GB 程度 ※添付ファイル含む
ライブラリ	Microsoft Office ファイル形式	10GB 程度

スケジュール	CSV 形式	1GB 程度
--------	--------	--------

ウ 「データ移行計画書」を事前に提出し、データテストの完了後に「データ移行結果報告書」を提出すること。

(2) システム切替

ア 本稼働開始時期に応じて、現行システムから新システムへ切り替えること。このシステム切り替えは、業務への影響を最小限にするため、事前に十分な検証を行った上で実施すること。

イ 本稼働初日は、立会いを行うこと。

13 教育研修

システムの円滑な運用開始及び利用定着を図るため、以下のとおり、操作研修の実施及びマニュアルの作成を行うこと。

(1) 操作研修の実施（管理者向け）

ア 受注者は、本番稼働の2週間前までに、実機を用いたシステム管理者（数名程度）向けの研修を1回実施すること。

イ 研修内容は、システムの運用管理全般（ユーザ・組織の追加変更、アクセス権限の設定、ログの確認方法、障害時の一次対応、バックアップのリストア方法等）とすること。

ウ 研修当日の実際のシステム画面をキャプチャ（操作映像）した動画ファイルを電磁的記録媒体により発注者に納品すること。

(2) 操作研修の実施（利用者向け）

ア システムの操作方法に関する解説動画（以下「研修動画」という。）を作成し、研修を実施するものとする。

イ 研修動画の内容は、ログイン方法、スケジュール登録、施設予約、掲示板・回覧の確認、メール送受信、ウェブ会議等、日常業務に必要な基本機能の操作手順であること。

ウ 研修動画は、以下の要件を満たすものとする。

(i) 実際のシステム画面のキャプチャ（操作映像）に対し、聞き取りやすい音声解説（ナレーション）及び字幕が付与されていること。

(ii) 職員が業務の合間に視聴・復習しやすいよう、内容ごとに適切に分割

(1 本あたり概ね 5 分～10 分程度又は機能別) されていること。

㊦ 動画のファイル形式は、庁内環境で再生可能な汎用的な形式 (MP4 形式等) とすること。

エ 受注者は研修動画の作成にあたり、本格的な収録・制作の前に構成案 (シナリオ・台本等) を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

オ 受注者は、本番稼働の 1 か月前までに、研修動画のマスターデータを電磁的記録媒体により発注者に納品すること。

カ 納品された研修動画の著作権は、発注者に帰属するものとし、発注者は今後の将来的な再利用・一部編集等を自由に行うことができるものとする。

(3) 業務アプリ作成ツール (AppSuite) 研修

ア 業務アプリ作成ツール (AppSuite) によるワークショップを受注者により実施すること。

イ ワークショップの内容については発注者と協議の上決定するものとする。

※ ワークショップは、対象者 100 人程度に対して、2 時間程度で実施すること。(半分程度の人数で 2 回に分けて実施)

(4) マニュアルの提供

ア システム管理者用マニュアル及び利用者用マニュアルを作成し、電子データで納品すること。

イ 管理者用マニュアルは、設定変更等の手順が画面キャプチャ等を交えて分かりやすく記載された内容であること。

ウ 利用者用マニュアルは、日常業務で利用する基本機能の操作手順を網羅したマニュアルで、職員が直感的に操作を理解できるよう、図解を多く用いた分かりやすい内容であること。

14 納品物

(1) 受注者は、本仕様書に定める以下の納品物を納品時期に応じて原則、電子データにより本市へ提出すること。

なお、納品物の内容の詳細は、別途協議の上、決定するものとする。

納品物	納品時期	納品方法
プロジェクト計画書	契約締結後、1週間以内	メール又は発注者が指定するファイル転送方法
打合せ議事録	打合せ後、1週間以内	
課題管理表	打合せ後、1週間以内	
要件定義書	要件定義完了後	
基本設計書	構築着手前	
詳細設計書	構築着手前	
テスト計画書	テスト着手前	
テスト結果報告書	テスト完了後	
データ移行計画書	データ移行着手前	
データ移行結果報告書	データ移行完了後	
システム切替計画書	本番稼働の3週間前まで	・電子データ（メール又は発注者が指定するファイル転送方法） ・紙媒体 1部
システム管理者用マニュアル	本番稼働の2週間前まで	
利用者用マニュアル	本番稼働の1か月前まで	DVD-R
システム管理者用研修動画	研修実施後、1週間以内	
利用者用研修動画	本番稼働の1か月前まで	DVD-R
業務完了報告書	業務完了後、1週間以内	紙媒体 1部

- (2) 研修動画を除く納品物は、編集可能な Microsoft Word、Excel、Power Point の形式であること。
- (3) 研修動画は、MP4 その他発注者の環境で再生可能な形式とすること。
- (4) 認証情報その他の機密情報を含む成果物を納品する場合、受注者は、パスワード等の安全管理措置を講じること。
- (5) 発注者が修正、補足又は再提出を求めた場合、受注者は、速やかに対応すること。
- (6) 納品物は、発注者による内容確認及び検査を受け、承認された時点をもって完了とする。
- (7) 納品物の著作権については、発注者に帰属する。

15 運用保守の方針

本番稼働後の運用保守については、別で運用管理保守業務委託契約を締結するが、以下の方針の運用保守が可能となるよう、システムを構築すること。

(1) 保守対象機器

本業務で導入したハードウェア、ソフトウェア及びライセンス数等、5年間安定稼働するために必要な全てとする。（「7(4)グループウェアライセンス」及び別紙「グループウェアシステム機器仕様書」を参照すること。）

(2) ハードウェア及びソフトウェア保守

ア データのバックアップ、システムの稼働監視、障害監視、データ容量の監視及び性能監視を定期的を実施すること。

イ 業務に影響を与えない時間帯にバックアップし、障害等の場合に速やかに戻せること。

（※バックアップについては、3世代管理とする。）

エ サーバにおけるセキュリティ事象（ウィルス感染、不正侵入、DoS 攻撃など）を監視すること。

オ ログへのアクセスは、システム管理者に限定すること。

カ ログは、発注者の要求に応じて提供できるようにすること。

16 その他（特記事項）

(1) 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(2) 再委託

受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、寝屋川市の「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」を遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 契約不適合責任

本業務により構築したシステムに係る契約不適合責任の期間は、検収完了の日から起算して、1年間とし、その間に本仕様書の内容に適合しないことを発見した場合は、受注者の費用と責任において、速やかに当該成果物の修補を行うものとする。

- (4) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議し、その指示によること。

グループウェアシステム機器仕様書

1 稼働系サーバ（1 台）

仕様項目	内容
形状	・ 19 インチ 1 U
CPU	・ インテル Xeon 6 プロセッサー 動作周波数 3.2GHz コア数 16 コア（32 スレッド）
メモリ	・ 64GB
内蔵ディスク	・ SSD（SAS 12Gpbs） ・ RAID 1（3.84TB×2 台）
ネットワーク	・ ネットワーク規格 1000BASE-T 及び 10GBASE-T に対応するポートを各 2 個以上搭載
サーバ OS	・ Windows Server 2025 Standard Edition 16 コア

2 待機系サーバ（1 台）

仕様項目	内容
形状	・ 19 インチ 1 U
CPU	・ インテル Xeon 6 プロセッサー 動作周波数 3.5GHz コア数 8 コア（16 スレッド）
メモリ	・ 32GB
内蔵ディスク	・ 2.5 インチ HDD（SAS） ・ RAID5 構成（1.8TB×4 台）
ネットワーク	・ ネットワーク規格 1000BASE-T 及び 10GBASE-T に対応するポートを各 2 個以上搭載
サーバ OS	・ Windows Server 2025 Standard Edition 16 コア

3 無停電電源装置 (UPS)

仕様項目	内容
無停電電源装置	Smart-UPS SMT 1500RMJ 型番：FJT1500RMJ2U
ネットワーク マネジメント カード	UPS Network Management Card 2 型番：AP9630FJ

4 ソフトウェア

仕様項目	内容
セキュリティ 対策ソフト	・Windows Server 及び Linux に対応したウィルス対策ソフトウェア
無停電電源装置 管理ソフト	・PowerChute Network Shutdown Virtualization 数量：2 ライセンス

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正管理)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項に定める必要な措置として、個人情報の取扱いに係る管理規程等を整備するとともに、管理責任者を選定して管理体制を整備しなければならない。

3 受注者は、この契約における個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）及び保管場所を定め、入退室の規制、防犯防災対策その他の安全対策の措置を講じなければならない。

4 受注者は、この契約の業務に着手する前に、前2項に規定する措置のうち、必要な事項について書面により発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第4条 受注者は、この契約による事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対し、次の各号に掲げる個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 作業場所から個人情報を無断で持ち出してはならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要と認めること。

(教育の実施)

第5条 受注者は、事務従事者に対し、この契約により遵守しなければならない事項、

個人情報に関する法令等（寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行細則を含む。）に関し、必要な研修を実施しなければならない。

（収集の制限）

第6条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第9条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に当該事務を委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託先において個人情報を適切に取り扱うことができることを確認した上で、その内容を発注者に報告し、再委託することについて発注者の承諾を受けなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も準用する。

（実地による調査等）

第10条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、この特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか受注者に報告を求め、必要があると認めるときは、実地の調査を行うことができる。

2 受注者が、委託業務の一部を再委託するときは、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者を通じて又は発注者自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（資料等の返還等）

第 11 条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を厳重に保管し、この契約が完了、その他の理由により終了し、又は解除された場合は、直ちに発注者に返還し、又は引渡し、そのことを書面で報告するものとする。ただし、受注者が資料等を直ちに発注者に返還し、又は引渡すことができない特別の事情があると発注者が認める場合は、受注者が資料等を廃棄又は消去し、そのことを書面で報告するものとする。

（事故発生時の報告）

第 12 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第 13 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約により取り扱う個人情報について、受注者又は第 9 条における再委託先等の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失又はき損等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認めるとき。